

監査報告書

令和7年5月22日

学校法人 新潟科学技術学園

理 事 会 御中

評 議 員 会 御中

学校法人 新潟科学技術学園

監 事

近野 茂

監 事

後藤 直樹

私たちは、私立学校法（旧法令和5年5月8日施行）第37条第3項及び学校法人新潟科学技術学園寄附行為（旧寄附行為令和5年4月1日施行）第15条第1項の規定に基づき、学校法人新潟科学技術学園の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、学校法人新潟科学技術学園監事監査規程（旧規程令和2年4月1日施行）に準拠して監査を行いました。

私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会に出席し、理事等から業務の報告を聴取し、重要な書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続を実施しました。

監査の結果、学校法人新潟科学技術学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類、すなわち、資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）並びに財産目録は、その収支及び財産の状況を正しく示しており、業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以上